

事務所通信

令和4年8月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子
〒604-8123 京都市中京区堺町通
四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

今月はファイナンシャルプランナーの先生に記事の作成をお願いしました。少し難解な部分もありますが、「遺産」について考えるきっかけになるかもしれません。

死亡退職金の受給権者の指定について

役員等への退職金支給については、社内規定の一つとして役員退職慰労金規定等を整備しておくことが一般的です。その規程の中で、死亡退職金を誰に対して支給するか（受給権者の定め）について、よく話題になる点につきまとめてみました。

【特定の相続人が受給した死亡退職金は、遺産分割の対象とはならないのでしょうか？】

死亡退職金は、基本的に2つの性質があり、個々具体的な事実に応じて「遺産性(遺産分割の対象としての性質)」の有無を判断するものと考えられています。

- ①遺族生活保障としての性質.....遺産性が否定される(受給した者の固有の財産となる)方向
- ②賃金の後払いとしての性質.....遺産性が肯定される(遺産分割の対象となる)方向

東京地方裁判所判決 平成 26 年 5 月 22 日

(注)「〇〇」は法人の名称。「C」は被相続人。

...ところで、一般に、死亡退職金が被相続人の遺産を構成するか否かについては、当該死亡退職金の支給の根拠や経緯、支給基準の内容等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。

これを本件退職金等についてみると、〇〇においては退職金等の支給規定はなく、本件退職金等の支給は、〇〇の大株主であり代表取締役でもある被告の提案により本件総会において議決され、承認されたものであり、支給の可否や支給額について被告の意向が大きく影響していることに加え、その全額が被告に支給されていることからすれば、〇〇は、本件退職金等を被告固有の財産として被告に支給することを決定したものであることが推認できる。もともと、本件総会において確認されているとおり、本件退職金等の支給は〇〇の功績に報いるためのものであり、その金額についてもCの勤続年数や創立者としての功績等を考慮して算定されていることからすれば、これが遺産としての性質を有していることも否定できない。

そうすると、本件退職金等については、被告の固有財産としての性質とCの遺産としての性質の双方を有しているというべきであり、その割合は等しいものというべきであるから、本件退職金等のうちその半額に相当する390万円をCの遺産として遺留分算定の基礎となる積極財産に組み入れることとするのが相当である。...

東京地方裁判所判決 昭和 45 年 2 月 26 日（一部抜粋）

（注）「○○○○」は個人の名前。

…一般に死亡退職金については、本人の勤続に対する功勞報償たる性質を有するもの、本人の賃金の後払たる性質を有するもの、本人死亡後の遺族の生活保障たる性質を有するもの等があり、具体的には各場合に依りそれぞれの性質を有するものと、考えることができるが、前二者の場合にも実質的には一種の遺族保障の性質を有することを否定し去ることはできない。しかしながら、特別の事情の認むべきものがない

一般の死亡退職金については、通常本人の生前の勞務に対する報償としての性質を多分にもつものであると解しこれにもとづいて権利関係を定めるのが相当である。まして、本件における○○○○のように会社の代表取締役又は取締役会長として、終始直接会社経営に当たってきた者については、生前の会社経営に対する功勞報酬にほかならないものとみられ、遺族の生活保障としての実質は著しく後退するものと考えられる。そして、このような場合には、**右退職金請求権は、本来的には本人自身の権利に属していたものと理解することができ、同人の死亡によって、他の本人所有の財産と同様相続財産に帰属しぬとして、これと同一に処理されるべきものと解するのが相当**である。…

他方、労働基準法施行規則が定める「遺族」が死亡退職金を取得し、それは遺族生活保障目的のものとして、**受給権者の固有の財産として「遺産性を否定した判例**もあります。

最高裁判決 昭和 55 年 11 月 27 日（判決要旨を転載）

死亡退職金の支給等を定めた特殊法人の規程に、**死亡退職金の支給を受ける者の第一順位は内縁の配偶者を含む配偶者**であつて、**配偶者があるときは子は全く支給を受けない**ことなど、**受給権者の範囲、順位につき民法の規定する相続人の順位決定の原則とは異なる定め方がされている場合には、右死亡退職金の受給権は、相続財産に属さず、繼承権者である遺族固有の権利**である。

最高裁判決 昭和 58 年 10 月 14 日（判決要旨を転載）

死亡退職金の支給等を定めた滋賀県学校職員退職手当支給条例の規定に、**死亡退職金の支給を受ける者の第一順位は内縁の配偶者を含む配偶者**であつて、**配偶者があるときは他の遺族は全く支給を受けない**こと、当該職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたか否かにより受給の順位に差異を生ずることなど、**受給権者の範囲及び順位につき民法の規定する相続人の順位決定の原則とは異なる定め方がされている場合には、右死亡退職金の受給権は、受給権者である遺族固有の権利**であり、当該職員の遺贈の対象とはならない。